

## 気候変動適応計画策定について（報告）

## 1. 気候変動適応計画とは

- 気候変動適応計画とは  
自治体が主体となって、その区域における自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るための計画
- 法的根拠：気候変動適応法第 12 条（努力義務）
- 国、県の動向  
環境省：令和 3 年 10 月 22 日「気候変動適応計画」が閣議決定  
⇒気候変動適応に関する施策の基本的方向性や 7 分野の分野別施策を掲載  
千葉県：「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」を策定  
⇒21 世紀末頃：年平均気温が約 4℃上昇、真夏日が 63 日程度増加すると予測



現在、本市では気候変動適応計画（暫定版）を策定中

## 2. 近隣市(船橋市)の現状

## 【年平均気温の上昇】

船橋観測所では 40 年間で年平均気温が約 1.8 度上昇

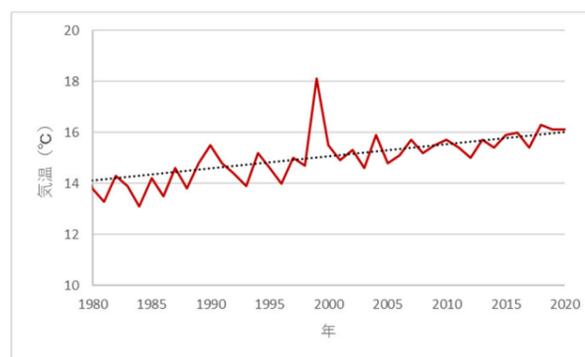


図 1：年平均気温の経年変化（1980-2020 年）

## 【真夏日の増加】

船橋観測所では 40 年間で真夏日が約 28 日増加

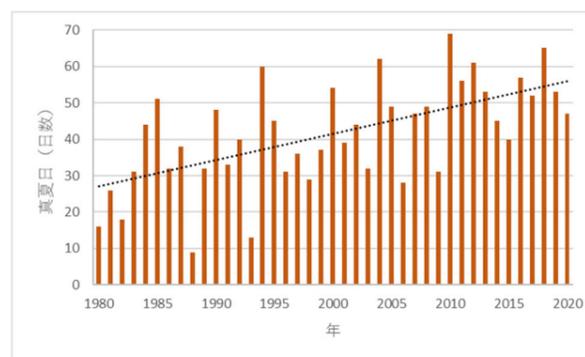


図 2：真夏日日数の経年変化（1980-2020 年）

- また、全国の熱中症搬送者は、平成 20 年度は約 23,000 人だったが、令和 3 年度は約 47,800 人と倍以上となっている。【気象庁：熱中症の現状と対策 より抜粋】



熱中症対策など早急に取り組むべき課題がある

## 3. 気候変動適応計画(暫定版)の内容

- ① 計画期間：2024 年度のみ
- ② 対象分野：7 分野 【影響や取り組みは以下の通り】

分野	想定される影響	取り組み
農業・林業・水産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>野菜等の収穫量、品質の低下</li> <li>梨等の果樹類における発芽不良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農産物への水不足防止の支援</li> <li>節水の周知啓発</li> </ul>
水環境・水資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共水域の水質悪化</li> <li>渇水の頻発化や長期化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備した施設の適正な維持管理</li> <li>節水の周知啓発</li> </ul>
自然生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系や植生への影響</li> <li>外来種の増加による周辺環境や健康への被害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性いちかわ戦略の推進</li> <li>生物のモニタリング調査</li> </ul>
自然災害・沿岸域	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨や大型台風の増加</li> <li>河川の氾濫、土砂災害等の増加</li> <li>高波や高潮のリスク増大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区別減災マップ、水害ハザードマップの配布</li> <li>河川の水位、氾濫に係る情報等の提供体制の強化</li> </ul>
健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱中症患者の増加</li> <li>熱ストレスによる死亡リスクの増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱中症に関する意識、対処方法、予防対策等の情報提供</li> <li>健康教育の実施</li> <li>熱中症対策の必要性の啓発</li> <li><b>熱中症警戒情報を周知</b></li> <li><b>熱中症特別警戒情報を周知</b></li> <li><b>クーリングシェルターの設置推進</b></li> </ul>
産業・経済活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒートアイランド現象の進行</li> <li>生活様式の変化に伴う企業経営の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「適応策」の必要性の啓発</li> <li>緑地の保全、創出</li> <li>気温上昇に適応したライフスタイルの普及推進</li> </ul>
市民生活・都市生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活様式の変化</li> <li>インフラ、ライフラインへの影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ化、創エネ化の推進</li> </ul>

## 気候変動適応計画策定について（報告）

## 4. これまでの国・市の動きと今後のスケジュール

## ① これまでの国・市の動き

年度	国	市	備考
平成 30 年	気候変動適応法公布		地方公共団体に「気候変動適応計画の策定」を努力義務として盛り込む。
令和 2 年		第二次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定	第 5 章に理念 4 に気候変動への適応を盛り込む
令和 5 年 6 月	気候変動適応法改正 (令和 6 年 4 月 1 日施行)		・熱中症対策行動計画を「熱中症対策実行計画」として法定の閣議決定計画へ格上げ
	熱中症対策実行計画策定		・熱中症アラート、クーリングシェルター指定など、具体的な熱中症対策について規定
令和 6 年 3 月		市川市気候変動適応計画 (暫定版) 策定	

## ② 今後のスケジュール

項目	令和 6 年度												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
熱中症対策マニュアル策定														国の「熱中症対策実行計画」を踏まえ、市の対策マニュアルを策定
気候変動適応計画作成														「第三次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に内包する形で、併せて策定する予定。
審議会審議														
パブリックコメント														

- ・ なお、令和 6 年度の気候変動対策に関する施策は、今年度策定する「市川市気候変動適応計画(暫定版)」に基づき実施する。